

# 主な手続き一覧

○代理手続き可能 △条件により可能 ×不可 \*保険商品やご加入時期により、代理できるお手続きが異なる場合があります。

	お手続きの種類	保険契約者 代理人	備考
保険金などの 請求 (支払系)	解約・減額	○	
	死亡保険金(給付金)のお受取り	△	受取人が契約者と同一人の場合に限りです。
	年金のお受取り・年金原資額の一括受取り など	△	・受取人が契約者と同一人の場合に限りです。 ・商品によっては、更新、繰延べ、終身移行なども可能です。
	認知症・介護保険金のお受取り	×	指定代理請求人により請求が可能です。
ご契約内容の 変更など	年金保険に関するお手続き		
	年金の種類・受取期間の変更	○	
	年金支払開始日の変更	○	
	目標値の設定・変更・解約	○	
	生存給付金等の上限額設定	○	
	定期支払金・生存給付金の受取通貨の変更	○	
	受取口座の変更 *契約者ご本人口座または保険契約者代理人口座(契約者の「子」に限る)への変更とします。		
	年金	△	受取人が契約者と同一人の場合に限りです。
	定期支払金	○	
	定期給付金	○	
	生存給付金	△	受取人が契約者と同一人の場合に限りです。
	毎月お払い込みいただく保険料		
	保険料の減額	○	
	払込方法・払込経路の変更	○	
	届出口座の登録・変更	○	
受取人などの指定・変更			
ご契約者	×		
死亡保険金(給付金)受取人	×		
生存給付金受取人	△	受取人を契約者に変更する場合に限りです。	
年金受取人	△	受取人を契約者に変更する場合に限りです。	
遺族年金受取人	×		
保険契約者代理人	×		
指定代理請求人	×		
ご登録情報の 変更など	届出住所・連絡先の変更	○	
	保険証券の再発行	○	

お客さまサービスセンター  
フリーダイヤル

# 0120-876-126

営業時間 9:00~17:00  
(土日、祝日、年末年始などの休日を除く)

[資料作成]第一フロンティア生命保険株式会社 ホームページ <https://www.d-frontier-life.co.jp/>

登)B23F0178(2024.1.19) F6882-02 '24年3月作成 ラ

2024年4月版



# フロンティアの ご家族安心サポートのご案内

●ご契約者の代わりに、あらかじめ指定されたご家族(保険契約者代理人)が契約の諸手続きや契約内容の確認を行うことができるサービスです。

保険契約者  
代理特約

契約者ご自身が、手続きを行う意思表示が困難である、またはそれに準ずる状態と判断される場合は、「保険契約者代理人」が本人に代わって手続きを行うことができます。  
\*一部、代理人ができないお手続きがあります。

契約内容  
ご案内制度

ご契約内容について、「保険契約者代理人」がいつでも照会できます。

●本サービスを付加するにあたり、費用はかかりません。\*所定のお手続きが必要です。

●ご家族(保険契約者代理人)が、ご契約者に代わって手続きを行うために、また、ご契約内容をいつでも照会できるようにするために、**ご家族にご契約内容を共有します。**



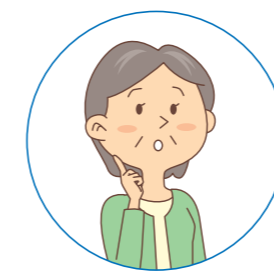
- ・契約者・被保険者・受取人、保険種類、保険料などをお知らせします。
- ・第一フロンティア生命から通知が届くことを、ご家族(保険契約者代理人)に事前にお伝えください。

たとえば、母(ご契約者)が認知症で意思表示が困難な状況に。介護施設への入居費用が必要...

対策前

- 解約の手続きは、母(契約者)しかできない...
- 成年後見制度※の利用も手間がかかりそう...
- 母の保険証券を見ても、内容がよくわからない...

もし認知症で  
意思表示が困難に  
なったら...



母  
(ご契約者)



息子

対策後

- ✓ 困ったときでも、まとまった資金をスムーズに受け取れる準備ができるね!
- ✓ 母(契約者)の契約内容がいつでも確認できるのも安心♪

いざという時、息子に  
手続きしてもらえて安心♪



母  
(ご契約者)



息子  
(保険契約者代理人)

※認知症や知的障害のある方など、判断力が充分ではない方々が不利益を被らないように、その方を援助してくれる方(成年後見人)を付け、法的に支援する制度です。

## 保険契約者代理特約 について

保険契約者代理人は、ご契約者\*が**被保険者の同意**を得て、以下の範囲内から**1人指定**できます。

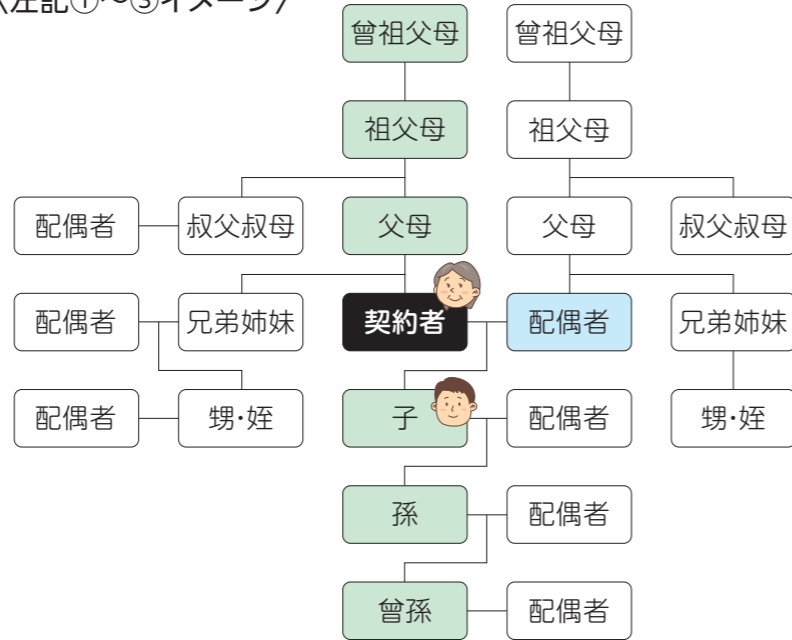
\*年金支払に移行後は、年金の受取人とします。(以下同じ)

- ① 契約者の配偶者
- ② 契約者の直系血族
- ③ 契約者の3親等内の親族

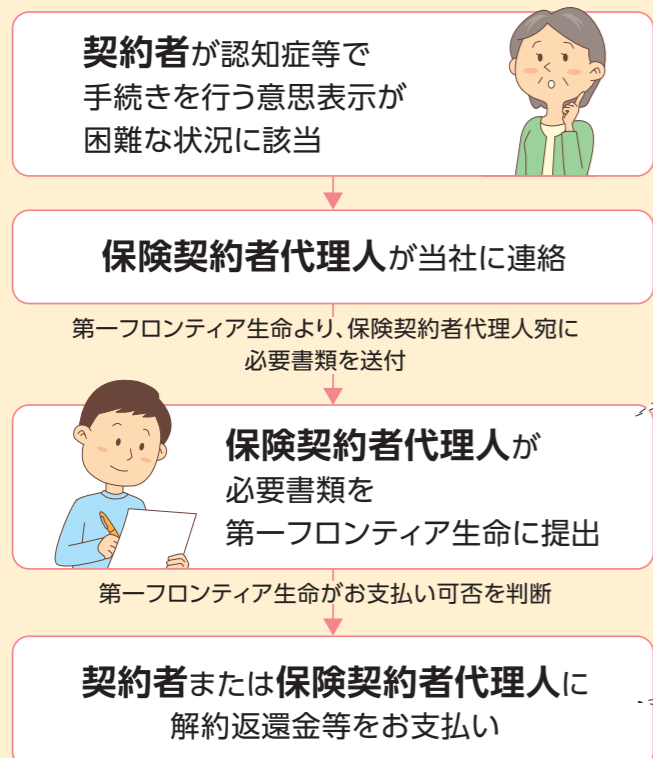
上記①～③以外で、**第一フロンティア生命が認めた**以下の方

- ④ 契約者と同居または生計を一にしている方
- ⑤ 契約者の財産管理を行なっている方
- ⑥ 被保険者
- ⑦ 保険金などの受取人
- ⑧ 上記④⑤⑥⑦と同等の関係がある方

〈左記①～③イメージ〉



保険契約者代理人による**代理手続きの流れ**は、以下のとおりです。  
(解約などの「支払系」手続きの場合)



- 解約返還金等の請求にあたって必要な書類**
- ① 保険契約者代理人の本人確認書類
  - ② 契約者と保険契約者代理人の関係(続柄等)が確認できる書類
  - ③ 当社所定の診断書
  - ④ 当社所定の請求書

- 保険契約者代理人の口座でも受け取れます**
- \*1回あたりの支払金額が、原則2,000万円以下の場合に限ります。
  - \*年金受取の場合、契約者との続柄が「子」であることが必要です。
- この場合、解約返還金等の財産の帰属先は契約者本人であることから、**契約者に**所得税・住民税が課税されます。

\*ここに記載の税務上のお取扱いは2024年2月現在のものです。法令改正などにより税務のお取扱いが変更となった場合には、変更後の内容が適用されますのでご注意ください。また、個別のお取り扱いについては、税理士などの専門家または所轄の税務署にご確認のうえ、ご自身の責任においてご判断ください。

## 契約内容ご案内制度 について

契約の内容を**保険契約者代理人と共有**できます。

保険契約者代理人を指定する際、契約者ご本人に同意いただいたうえで、**保険契約者代理人に契約内容を開示**します。

指定時  
〔開示の  
タイミング〕

- ご契約と同時に指定する場合は、**契約者ご本人への「保険証券」送付と同じタイミングで、郵送にて行います。**
  - ご契約後に指定する場合は、「保険契約者代理特約」付加の請求書が第一フロンティア生命に到着し、当社での手続きが完了した後、郵送にて行います。
- ⚠️ 契約者・被保険者・受取人、保険種類、保険料などをお知らせします。  
第一フロンティア生命から通知が届くことを、ご家族(保険契約者代理人)に事前にお伝えください。

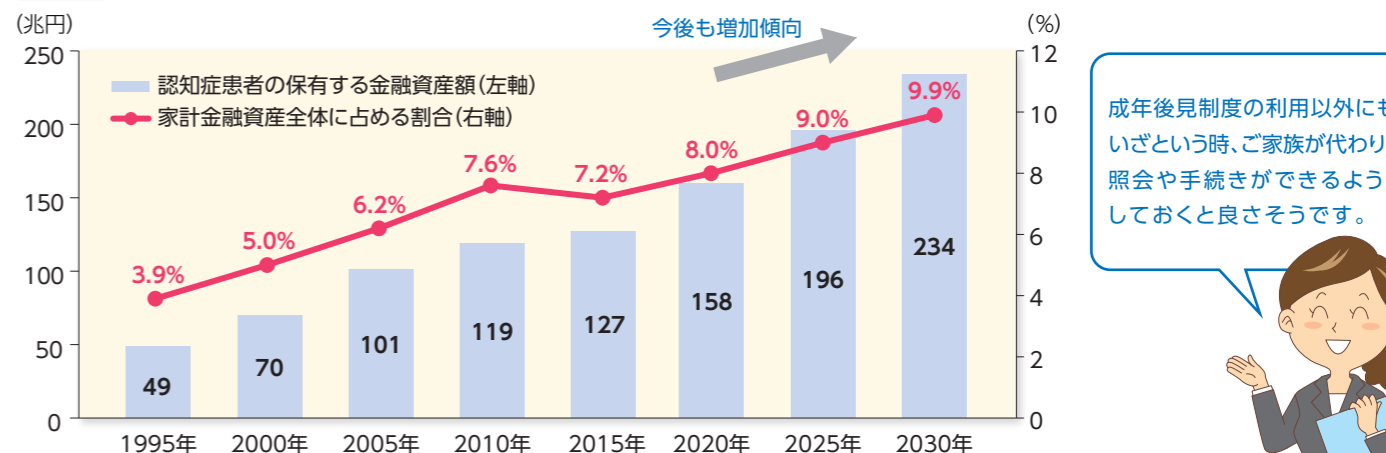
ご契約中  
〔指定後〕

- ① 契約者ご本人と同様に、保険契約者代理人からの問合せについて、契約内容や手続き方法を説明させていただきます。
  - ② 契約者ご本人宛の通知が届かなかった場合や、連絡が取れない場合などに、保険契約者代理人に第一フロンティア生命から連絡することがございます。
- 第一フロンティア生命 ← ① 契約内容や手続き方法の照会 (ご家族(保険契約者代理人))
- ② 契約者の連絡先の確認等 (契約者ご本人と連絡等が取れない場合)

## Q & A

- Q 保険契約者代理人は「死亡保険金(給付金)受取人」と同一人にする必要がありますか?**
- A** 受取人への事前の相談や、受取人と同一人(受取人が複数の場合はいずれか1人)とすることを推奨します。  
\*積立利率変動型終身保険(20)(通貨指定型)で「指定代理請求人」が指定されている場合は、指定代理請求人と同一人とすることを推奨します(指定代理請求人と契約者が異なる場合)。
- Q 未成年者を保険契約者代理人に指定することはできますか?**
- A** 指定できます。  
なお、代理手続き時点でも保険契約者代理人が未成年であれば、その親権者から手続きいただくこととなります。
- Q 「ご契約内容のお知らせ」などの定期通知の宛先を、保険契約者代理人の住所に変更できますか?**
- A** 契約者ご本人の意思表示が困難になった場合は、保険契約者代理人による所定の手続きにより、変更できます。

### 参考 認知症患者が保有する金融資産額



\*2025年以降は予測 第一生命経済研究所提供データをもとに作成